

(公 印 省 略)

地共大支第 630 号  
平成27年10月21日

各所属所長 殿

地方職員共済組合大分県支部長

### 3歳未満の子を養育する場合の特例について（通知）

平成27年10月から標準報酬制が導入されましたが、3歳未満の子を養育する場合には特例（3歳未満養育特例）があります。

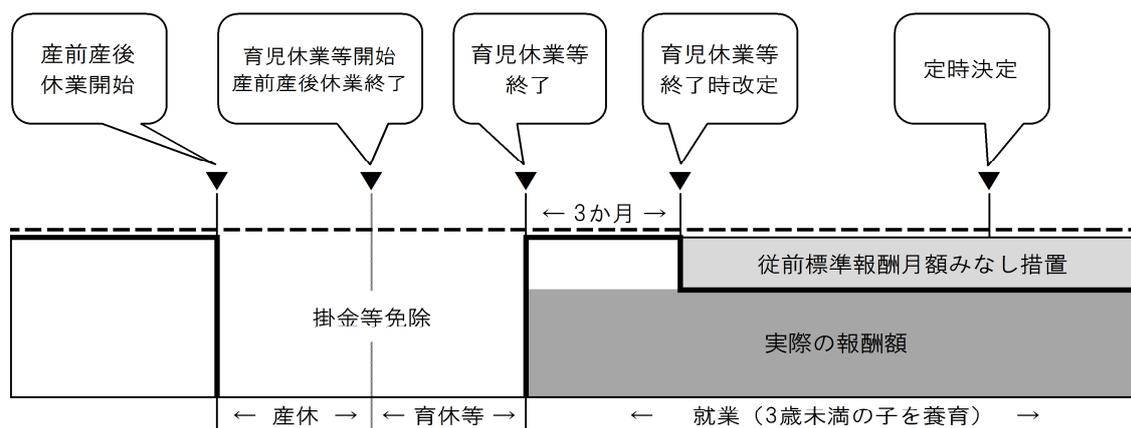
つきましては、下記のとおり取扱いますので、事務処理に遺漏のないようお願いします。

#### 記

#### 1 3歳未満養育特例の内容

3歳未満の子を養育する組合員の標準報酬月額が当該子の養育開始前の標準報酬月額（従前標準報酬月額）を下回る場合、組合員からの申し出により、その下回る間の年金額の計算は、従前標準報酬月額を適用します。

#### 【参考】



—— 掛金等を計算するときの標準報酬月額

- - - - 年金額を計算するときの標準報酬月額

## 2 3歳未満養育特例の対象者

3歳未満の子を養育する組合員の標準報酬月額が定時決定や育児休業等終了時改定等により従前標準報酬月額を下回る場合で、「3歳未満の子を養育する旨の申出書」等を提出された組合員が対象となります。

## 3 3歳未満養育特例の対象期間

### (1) 始期

当該子を養育することとなった日（※1）又はその他の事由に該当した日（※2）の属する月

※1 養育することとなった日とは、実子においては子の生年月日、養子においては養子縁組の成立した日をいいます。また、当該子と同居している必要があります。

※2 その他の事由には次のものがあります。

- ① 3歳に満たない子を養育する者が新たに組合員の資格を取得したこと
- ② 育児休業等を終了した日の翌日が属する月の初日が到来したこと  
（当該育児休業等を終了した日の翌日が属する月に掛金免除の適用を受ける産前産後休業を開始している場合を除きます。）
- ③ 産前産後休業を終了した日の翌日が属する月の初日が到来したこと  
（当該産前産後休業を終了した日の翌日が属する月に掛金免除の適用を受ける育児休業等を開始している場合を除きます。）
- ④ 当該子以外の子に係る3歳未満養育特例の適用を受ける期間の最後の月の翌月の初日が到来したこと

### (2) 終期

次のいずれかの事由に該当するに至った日の翌日の属する月の前月まで

- ① 当該子が3歳に達したとき
- ② 当該組合員若しくは当該組合員であった者が死亡したとき、又は当該組合員が退職したとき
- ③ 当該子以外の子を養育することとなったときその他これに準ずるものが生じたとき
- ④ 当該子が死亡したときその他当該組合員が当該子を養育しないこととなったとき
- ⑤ 当該組合員が掛金免除の適用を受ける育児休業等を開始したとき
- ⑥ 当該組合員が掛金免除の適用を受ける産前産後休業を開始したとき

## 4 3歳未満養育特例に該当する場合の提出書類等

### (1) 提出書類

- ① 「3歳未満の子を養育する旨の申出書」
- ② 当該子の生年月日及び当該子と申出者との身分関係を明らかにすることができる市町村長による証明書又は戸籍の謄本若しくは戸籍の抄本
- ③ 当該子と同居していることが確認できる書類（住民票）

(2) 提出時期

3歳未満の子を養育する組合員の標準報酬月額が定時決定や育児休業等終了時改定等により従前標準報酬月額を下回った場合、すみやかに提出してください。

5 「3歳未満の子を養育する旨の申出書」を提出している組合員が、3歳未満養育特例に該当しなくなった場合の提出書類等

(1) 提出書類

「3歳未満の子を養育しない旨の届出書」

※事由によっては、添付書類を求めることがあります。

(2) 提出時期

上記3の(2)に該当した場合は、すみやかに提出してください。

地方職員共済組合大分県支部

給付年金班 伊藤

TEL 097-506-2334